

負担金検証調書【令和4年度交付分】

1 負担金の予算決算等について

負担金の名称	観光宣伝事業負担金		市の担当部課	経済環境部観光課		問い合わせ先	0568-44-0342	
負担金の金額	予算額	11,000,000 円	当初交付額	11,000,000 円	決算額	7,123,254 円	前年度決算額	6,197,191 円

2 負担金の交付先について

交付先の状況	名称	一般社団法人犬山市観光協会		(法人格の有無)	有	代表者	会長 小川 征一	所在	犬山市
	構成団体	一般社団法人犬山市観光協会							
	設置の根拠	一般社団法人犬山市観光協会定款							
	意思決定の方法	重要な案件については、役員会での決議を得て、軽易な案件については、事務局長の権限で決定する。(第50条及び第54条)							
事務局の体制等	所在	一般社団法人犬山市観光協会			代表者	会長 小川 征一			
	事業資金の管理責任者	事務局長 片山 義博			事業資金の管理者	事務局長 片山 義博			
	契約、支出 決裁の方法	(事務局が市である場合) 市のルールに準じているか?		完全準拠でない 場合の内容等					
		(事務局が市でない場合) 具体的に記述	事業確定後、起案し、決裁行為にて担当者、事務局長、専務理事及び必要に応じて会長の判断を仰ぐ。					証拠書類の有無	有
事業資金等の保管方法	金融機関への預け入れ(預金通帳と印鑑は管理責任者が保管)による。								

3 負担金の対象となる事業等について

事業内容 (事業の全体像)	観光宣伝誘致活動における各種イベントへの参加や宣伝物の制作、各国旅行会社への訪問やアテンド等を行い、誘致促進を図る。
(犬山市の役割)	各種営業活動や、広告宣伝、旅行会社へのアテンド等の専門的取組みは観光協会が主となり活動する中で市もキャンペーン等にも参加し効果的で一体となった取組みとしている。
事業実績 (具体的な手法)	国内誘客イベント参加、各種宣伝物の制作、インバウンド誘致促進のための旅行会社訪問等を実施。
負担金を交付して 市が得たメリット	犬山観光の指標となる犬山城登閣者数は、新型コロナの影響が未だにある中で約44万人とコロナ渦からの急回復を遂げた。インバウンド誘客活動では台湾やタイを対象とした営業活動が功奏し、外国人増加に資するなど、誘客宣伝活動の専門家である観光協会に対して負担金拠出することで市単独では成し得ない特別な利益を得ることができた。

4 負担金の交付先における収支等について

犬山市負担金額(当初支出額)	11,000,000 円	精算の有無	有	精算(返還)額	3,876,746 円	精算後の負担金の額	7,123,254 円
負担金の対象となる全体事業費(精算がある場合は精算前の額)	収入額	17,500,000 円	支出額	13,094,102 円	余剰額	4,405,898 円	
構成員の負担割合(根拠)							
余剰額が発生した場合の取扱い	市負担分で余剰金が発生した場合は清算、返還する					繰越額	0 円
交付先における収入の状況(精算前の額)	会費:4,197,000円、事業収益:30,530,336円、補助金:26,453,061円、負担金:7,123,254円、受託金:73,912,087円、雑収益計:641,176円 合計142,856,914円						
交付先における支出の状況	項目	予算(当初支出時の想定)		決算(実績)			
		積算等	金額	積算等	金額	契約の方法、相手方等	
	イベント・キャラバン費	旅まつり、観光展、観光PR	3,230,000 円	旅まつり、観光展、観光PR	2,968,769 円	契約:各種随意契約	
	エージェンต์対応費	旅行会社招聘、海外観光展出展、現地視察	5,980,000 円	旅行会社招聘、海外観光展出展、現地視察	3,340,471 円	契約:各種随意契約	
	おもてなし向上費	観光まちづくり推進、観光ボランティア事業	4,100,000 円	観光まちづくり推進、観光ボランティア事業	3,349,369 円	契約:各種随意契約	
	広告宣伝費	総合パンフレット、マップ、観光映像	3,200,000 円	総合パンフレット、マップ、観光映像	2,728,493 円	契約:各種随意契約	
	その他活動費	会議、研修等	990,000 円	会議、研修等	707,000 円	契約:各種随意契約	
	合計		17,500,000 円		13,094,102 円		
	積算がない場合の特記事項						